福山市公告第１０２９号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項の規定に基づき、福山市が発注する広島県知事選挙におけるポスター掲示場作製設置撤去業務に係る一般競争入札を行うに当たり、次のとおり必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて定めたので、同条第２項並びに令第１６７条の６第１項及び福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号。以下「規則」という。）第２７条の規定により公告します。

２０２５年（令和７年）９月１日

福山市長　枝　広　直　幹

１　業務の名称

広島県知事選挙におけるポスター掲示場作製設置撤去業務

２　落札者の決定方法

条件付一般競争入札（最低価格落札方式）による。

３　業務概要

(1) 業務内容

広島県知事選挙におけるポスター掲示場作製設置撤去業務における、ポスター掲示場作製、設置、点検・保守、撤去及びポスター掲示場設置撤去画像データの提供等の業務を委託する。

なお、本業務内容の詳細要件は「広島県知事選挙におけるポスター掲示場作製設置撤去業務入札仕様書」（以下「仕様書」という。）等の別紙資料を参照すること。

(2) 履行期間

契約締結日から２０２５年（令和７年）１１月１９日まで

(3) 履行場所

福山市内１，０１５か所

４　入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（2）本業務の公告日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

（3）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てまたは会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（4）福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

（5）国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

（6）福山市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

（7）２０２５年～２０２７年福山市物品の買い入れ等に関する競争入札参加資格名簿（対象品目：印札・看板・シール、品目：標識・看板）に登録されている者であること。

５　入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

入札参加資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式１）に別表に掲げる書類を添付して、原則直接持参により提出するものとする。郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便で提出期限内に必着とする。

申請書類は、２０２５年（令和７年）９月１日（月）から９月８日（月）まで福山市ホームページに掲載する。（URL:http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp）

(2) 申請の期間

２０２５年（令和７年）９月１日（月）から９月８日（月）まで（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）第１条第１項に規定する市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時までとする。

(3) 申請書の提出先

〒７２０－８５０１　広島県福山市東桜町３番５号　福山市役所本庁舎１２階

福山市選挙管理委員会事務局

６　受付票の交付

上記５に定めるところにより申請書を提出した者に対しては、受付票（様式２）を交付する。

７　入札参加資格の認定の通知

入札参加資格確認の結果については、２０２５年（令和７年）９月９日（火）付けで書面により、「入札参加資格確認結果通知書」を申請者に送付する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を明記する。

８　入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査の申請において虚偽の申請を行ったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

(2) 入札参加資格者以外は、この入札に参加することができないものとする。

９　入札参加資格の喪失

　(1) 入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

　　ア　上記４の入札参加資格を満たさなくなったとき。

　　イ　入札参加資格申請書類について虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

　(2) 市長は、（1）の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

10　入札参加資格者の有効範囲

この公告で定めるところにより認定する入札参加資格は、上記１に掲げる業務に限定する。

11　資料の交付及び質問の方法等

(1) 「質問書（様式８）」、｢入札辞退届（様式９）｣、｢委任状(入札用)(様式１０)｣、｢入札書(様式１１)｣及び「契約書（案)」を上記７の入札参加資格確認の結果通知時に交付する。

(2) 質問の方法及び提出期限

　　　仕様書に関する質問は、２０２５年（令和７年）９月１０日(水)から同年９月１２日(金)午後５時までに、質問書（様式８）により、電子メールで提出することとする。

提出先メールアドレス：sen-kan@city.fukuyama.hiroshima.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して行うこととし、２０２５年（令和７年）９月１２日（金）

までに、入札参加意思のある全ての者に電子メールにより送付する。

12　入札及び開札の日時等

入札の日時及び場所は、次のとおりとする。郵便、信書便、ファクシミリ等による入札の

　受付は行わない。

(1) 入札

日時　２０２５年（令和７年）９月１７日（水）午後２時

場所　福山市役所　本庁舎１２階　多目的室２

(2) 開札

入札後、直ちに同所で行う。

13　その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額に予定数量を乗じて得た金額の１００分の１１０に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を違約金として納入すること。

(4) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札（再入札を含む。）は、無効とする。

ア　入札参加資格のない者が入札したとき。

イ　同一の入札者が２以上の入札をしたとき。

ウ　入札者が他人の代理を兼ね、又は２者以上を代理して入札したとき。

エ　入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

オ　入札書に記名押印がなかったとき。

カ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ　再度の入札をした場合においてその入札が１であるとき。

ク　上記アからキまでのほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。

14　問合せ先

〒７２０－８５０１　広島県福山市東桜町３番５号（福山市役所本庁舎１２階）

福山市選挙管理委員会事務局

電話番号　　　（０８４）９２８－１１２１（直通）

ファクシミリ　（０８４）９２８－３３１５

電子メール　　 sen-kan@city.fukuyama.hiroshima.jp

別表（入札参加資格審査申請書の添付書類）

|  |
| --- |
| １　入札参加資格審査申請書（様式１）２　受付票（様式２）３　委任状（様式３）代表者から支店長等に対する委任事項を証したもの。入札に関する手続等を委任する場合のみ提出のこと。４　使用印鑑届（様式４）代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。※委任状（様式３）の提出があり、その使用印を使用する場合は、提出不要。５　担当者届（様式５）本入札に係る担当者として１名を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。６　誓約書（様式６）７　申立書（様式７）市外業者で本市における課税のない者は提出すること。８　印鑑証明書実印であることを証明するもの９　市税の完納証明書（写しを可とする。）本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。市外業者で本市における課税のない者は、申立書（様式７）を提出すること。10　納税証明書（写しを可とする。）国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの（免税事業者は、除く。）11　商業・法人登記簿謄本（写しを可とする。） |

※８、９、10及び11に掲げる添付書類については、入札参加資格審査申請書提出の日から３か月前の日以後に発行されたものとする。